

○東京藝術大学音楽学部等教員の任期更新時の再任評価実施要
項

〔平成20年7月3日〕
教授会決定

改正 平成25年10月24日 平成27年3月26日
平成31年1月8日 令和3年10月21日
令和6年7月11日

(目的)

第1条 この実施要項は、東京藝術大学における大学教員の任期に関する規則（以下「規則」という。）第7条の規定に基づき、音楽学部等教員（演奏芸術センターの教員を含む。）の任期更新時の再任評価（以下「再任評価」という。）の実施に関し、評価項目、評価基準及び評価の実施手順等の必要な事項を定める。

第1章 評価項目及び評価基準

(評価項目)

第2条 評価項目は、次の各号のとおりとする。

- (1) 研究業績
- (2) 教育業績
- (3) 大学運営上の貢献
- (4) 社会への貢献
- (5) その他

2 前項第5号に規定する評価項目については、第5条に規定する業績調書（別紙様式2）に、前項第1号から第4号のいずれにも該当しない業績について記載があった場合に限り、項目評価を行うものとする。

3 年俸制教員の再任評価においては、次表の左欄に掲げる本条第1項に規定する評価項目は、同表の右欄に掲げる東京藝術大学年俸制教員の業績評価の実施要項（以下「業績評価実施要項」という。）第2条に規定する評価項目に対応するものとする。

本条第1項の評価項目	業績評価実施要項第2条に規定する評価項目
(1) 研究業績	(2) 研究
(2) 教育業績	(1) 教育
(3) 大学運営上の貢献	(6) 大学運営
(4) 社会への貢献	(3) 社会貢献 (4) 産学連携
(5) その他	(5) 国際

4 年俸制教員の再任評価においては、業績評価実施要項第4条の規定に基づき、業績評価において設定した評価項目以外の項目については項目評価を行わずによいものとする。

(評価基準)

第3条 前条で示した項目ごとの評価及び総合評価の評価基準は、次の各号のとおりとする。

(1) 項目ごとの評価基準は次表のとおりとする。

評価	評価基準
A	特にすぐれている。
B	水準に達している。
C	改善を要する。

(2) 総合評価の評価基準は次表のとおりとする。

評価	評価基準
再任を可とする	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が3つ以上ある者。
再任を不可とする	再任を可とする評価に達しない者。

2 第2条第2項の規定により、同条第1項第5号の評価項目について項目評価を行う場合は、前項第2号の表の評価基準欄中「B」が3つ以上」とあるのは「B」が4つ以上に読み替えるものとする。

3 年俸制教員の再任評価においては、本条第1項第2号及び本条第2項規定の規定に係わらず、次表のとおりとする。

評価	評価基準		
再任を可とする	項目評価を行う評価項目数	5	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が4つ以上ある者。
		4	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「B」が3つ以上ある者。
		3以下	項目評価において、「A」が1つ以上ある者、又は「C」がない者。
再任を不可とする	再任を可とする評価に達しない者。		

第2章 再任評価の実施手順

(再任評価専門委員会)

第4条 学部長は、規則第6条第1項に定めるところにより任期の更新を希望する者（以下「更新希望者」という。）がある場合は、運営会議（人事）（以下「会議」という。）に再任評価専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置する。

2 専門委員会は、教授会構成員のうち次の各号に定める者により構成する。

(1) 東京藝術大学音楽学部運営会議（人事）に関する要項第3条第1号に定める学部委員から会議が指名した者。ただし、更新希望者が属する、同要項第8条第2項第1号に定める群（以下「群」という。）に属さない者 1名

(2) 更新希望者の属する学科等の主任。ただし、当該主任が更新希望者である場合は、その学科等に属する者から会議が指名した者 1名

(3) 更新希望者の属する群のうち、更新希望者の属さない学科等の主任から会議が指名した者 1名

(4) 前2号に該当する者がなく、構成員が3名に満たないため、会議が指名した者 不足する人数

(5) その他、会議が必要と認めた者

3 専門委員会に委員長を置き、前項第1号により指名された学部委員をもって充

てる。

(業績調書)

第5条 更新希望者は、任期の付されている期間の活動状況を基に業績調書(別紙様式2)を作成し、任期満了の1年5月前までに学部長に提出しなければならない。

2 学部長は、提出された業績調書の審査をすみやかに専門委員会に委託する。

(業績調書の審査)

第6条 専門委員会委員長は、専門委員会において更新希望者の業績調書を審査し、再任評価書(別紙様式1)の原案を作成して会議に報告する。

2 会議は、専門委員会の原案を審議し、任期満了の1年4月前までに審査結果を学部長に報告しなければならない。

(再任評価審査委員会)

第7条 学部長は、会議からの報告により「再任を不可とする」とされた者について再任評価審査委員会を設置する。

2 再任評価審査委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、第2号に規定する者が、第4条第2項に規定する再任評価専門委員会の構成員であった場合は、この限りではない。

(1) 学部長

(2) 副学部長

(3) 音楽学部以外の部局に所属する教職員 2名以上

3 再任評価審査委員会は業績調書(別紙様式2)及び再任評価書(別紙様式1)の原案をもって、専門委員会の審査結果について審査する。

4 再任評価審査委員会は、必要に応じて、専門委員会委員や参考人の意見を徴することができる。

(審査結果の決定)

第8条 学部長は、教授会の審議を経て審査結果を決定する。

第3章 審査結果の報告

(審査結果報告書)

第9条 学部長は、審査の状況を再任評価報告書としてまとめ、任期満了の1年2月前までに審査結果を学長に報告する。

2 学部長は、審査結果を「再任を不可とする」場合は、その理由を前項の報告書に記載する。

附 則

この要項は、平成20年7月3日から施行する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成31年1月8日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年10月21日から施行する。

附 則

この要項は、令和6年7月11日から施行する。

別紙様式1（第6条第1項関係）

再任評価書

評価対象者氏名

1. 項目評価

評価細目ごとの評価（細目評価）を項目ごとの評価基準（第3条第1号）に準じて記入し、各細目評価の結果に基づき、項目評価及びその理由を記入すること。

(1) 研究業績

評価細目	細目評価	項目評価	項目評価の理由
演奏、作品等			
著書、論文等			
各種受賞等			
科研費等			
その他			

(2) 教育業績

評価細目	細目評価	項目評価	項目評価の理由
担当授業科目			
学生担当状況			
学位授与状況			
その他			

(3) 大学運営上の貢献

評価細目	細目評価	項目評価	項目評価の理由
委員会等活動			
その他			

(4) 社会への貢献

評価細目	細目評価	項目評価	項目評価の理由
各種委員			
学会・研究会			
講演等			
受託研究等			
その他			

(5) その他

評価細目	細目評価	項目評価	項目評価の理由
その他			

2. 総合評価

総合評価の基準（第3条第2号）によること。

--

別紙様式2（第5条第1項関係）

業 績 調 書

（元号） 年 月 日現在

氏名

（1）研究業績

演奏、作品等	
著書、論文等	
各種受賞等	
科研費等	
その他	

※ 研究業績において、研究活動が複数年の長期に渡る場合は、その理由を記載すること。

(2) 教育業績

担当授業科目	附属音楽高等学校	
	学部	
	大学院	
学生担当状況	附属音楽高等学校	
	学部	
	大学別科	
	修士	
	博士	
学位授与状況	修士	
	博士	
その他		

(3) 大学運営上の貢献

委員会等（全学・学部） の活動	
その他	

(4) 社会への貢献

審議会、コンクール等 の各種委員	
学会・研究会活動	
講演、研修会講師等	
受託研究・受託事業等 (依頼演奏を含む。)	
その他	

(5) その他

その他	
-----	--